豊かな狛江をつくる市民の会通信

豊かな狛江

豊かな狛江をつくる市民の会

狛江市東和泉 1-1-18 いづみ荘 103 号室 新日本婦人の会狛江支部気付

連絡先: 080-5084-1821 (前土肥) 郵便振替口座番号 00140-3-727253

第 269 号 (2022 年 12 月号) / 2022 年 12 月 1 日発行

市民センター改修・新図書館整備 松原市長、「ちょっと待って図書館移転 連絡会」の懇談申し入れをまたも拒否

二つの基本構想案(市民センター改修および新図書館整備)については、この構想案の基となった「基本方針」の決定過程が不透明で「市民参加と協働の基本条例」に違反していると指摘されています。また、中央図書館を分割する新設図書館構想はスペース確保と蔵書を増やしてという長年の市民要望に応えられないことなどが説明会での多くの質問、意見として出されており、パブリックコメントでも「基本方針」「基本構想」に対する多くの批判の声が出されています。これを受けて、「ちょっと待って図書館移転連絡会こまえ(以下連絡会)」は11月7日松原市長に以下の申し入れを行いました。

- 基本方針に固執した二つの基本構想(案) は一旦保留し、「市民参加と市民協働の基本条 例」に基づき、市民の望む使いやすい市民セン ター(公民館・図書館)とするために、市民参 加・協働で再検討することを求めます。
- 第1項について、市長と意見交換をするための市長懇談会の開催を申し入れます。

以上、速やかな回答をお願い致します。市長懇談会の開催については11月14日までに回答をお願いします。

<24 日に郵送された回答(11/21 付)>

市民センター改修及び新図書館整備に向けて、 狛江市民センター改修等基本方針に基づいた基本 構想の策定及び基本設計を行うための予算を狛江 市議会に提案し、議決をいただいた上で進めてい るところですので、再検討することはいたしませ ん。

なお、上述のとおりですので、意見交換するための懇談会についても開催しません。

なぜ、松原市長はこの件に関して頑なに市民と会お うとしないのでしょうか。それは「基本方針」が発表 されて以来一貫しています。「基本方針」の策定の過 程で、なぜそれまで全く提示されていなかった案にな ったのか、なぜその案について市民の意見を聞かなか ったのかは一向に明らかにされていません。

なお、11月2日に行われた連絡会と高橋企画財政部長との話し合いの中で、「パブリックコメントがまとめられたら基本構想を決定し、基本設計に入る。パブリックコメントの意見を反映できるところはする。新図書館も基本計画・基本設計に入るが、市民には基本設計ができれば公表する」ことが明らかになりました。=>11月22日の庁議で基本構想を決定したそうです。

市民の声に耳を貸さず、基本方針ありきで進められる市民センター等の改修。新図書館については、 漠然とした内容しか書かれていない基本構想から、 利用者や職員の声を聞かずに作られる基本設計は 非常に不安です。私たちが望む図書館・公民館に向けて、声を上げ続けましょう。

(続)基本構想(案)に寄せたパブリックコメント

市民センターの改修基本構想と新図書館整備基本構想とについて分けてコメントを書くよりも、市の行政の進め方には、狛江市の市民参加と協働の基本条例について重大な違反があると考えていますので、その他のご意見の欄にコメントを書く方が適当と判断し、この欄にコメントを書きます。

まず疑問に思うのは、2020年の2~3月に実施した市民アンケートに示された中央図書館についての案の中に現在市が強行しようとしている中央図書館の分割・移転という案はありませんでした。このことは、先日の市議会の共産党の西村議員の質問に対する市の担当者の方の答弁においても確認されていることです。このアンケートの結果が2020年の5月に出た後に、突然2020年の8月に、市は中央図書館の分割・移転の方針を、実質案ではなく決定の形で決めてしまいました。この市民アンケートは何のために実施したのでしょうか?何故、アンケートに記載のなかった中央図書館の分割・移転という案を市は基本方針として決定したのでしょうか?このことについての説明を市に求めます。

この中央図書館の分割・移転という市の基本方針について、市議会での共産党の西村議員の「今後方針を変更することはあり得るのか」という質問に対し、市民説明会・パブリックコメントを通して市民の反対の意見が強いと分れば今後方針を変更することはあり得る」という意味の答弁を市側はしていましたが、西村議員も指摘した通り9月7日(水)(こ

れには私も参加した)と9月10日(土)とに行われた 市民説明会では、市側は中央図書館の分割・移転と いう市の基本方針は今後変わることはないと説明 していました。そうであれば、市議会での市側の方 針は今後変わり得るという答弁はその場しのぎの 虚偽答弁であることになります。

結局、2020年の8月に突然出てきた市の中央図 書館の分割・移転の方針は、それ以前の2020年の 2~3月に実施した市民アンケートに案としての記 載がないことからもわかるように、市民参加の手続 きから生まれたものではなく、それ以降の説明会で は中央図書館の分割・移転の方針は決定したことで 今後変更することはないと説明していることから わかるように、市民参加の手続きを踏んでいること にはなりません。従って、2020年の8月の前後に 市は市民参加の手続きを行っていないことになり、 市の打ち出した中央図書館の分割・移転の方針は 「市民の公共の用に供される大規模な施設の移転 については市民参加の手続きが行われなければな らない」という狛江市の市民参加と協働の基本条例 に違反していることになります。これは大変重大な 違反であり、民主主義の根幹を揺るがすことである と思います。

以上の理由により、市には、市民協働の精神に立 ち返り、中央図書館の分割・移転の方針の見直しを することを求めます。(猪方 荒木 徹)

「市民参加と市民協働に関する基本条例」改定(案) 営利企業も「協働」に参入?

11月1日号の広報こまえに「市民参加と市民協働に関する基本条例(以下条例)」の改定(案)と説明会、パブリックコメントの募集(11/30 締め切り)が掲載されました。

<改定のポイント> 全文は11/1付広報

「市民協働」の定義が大きく変えられます。市民公益活動団体に加えて、営利を目的とする事業者、定義のない 市民が市の公共事業に参入できることになります。

1 市民協働の定義(第2条)

「市民協働」の定義について、市民公益活動を行う団体に限らず、今後は様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働してまちづ

くり活動に取り組むことも市民協働の定義に含めるよう改める。

これに伴い、「事業者」の定義を加えるとともに、前文の規定を整理する。

改正案	現 行
第2条	第2条
(2)市民協働 <u>市民、市民公益活動を行う団体、事業者(以下「市民等」という)及び市の実施機関が、相互に連携し、</u> 行政活動等について共同して取り組むこと。	
(7) 事業者 営利を目的とする事業 を行う法人又は個人	

5 情報環境の整備(第26条)

市民協働の定義の改正に伴い、広く市民公益活動に関する情報を収集及び提供するように改める。

改正案	現行
第26条 市は、市民公益活動に関する情報の収集と 提供を行うとともに、その情報環境の整備に努める ものとする。	

6 参入の機会の提供(第27条)

行政活動への参入の機会について、市民公益活動を行う団体に限らず、市民及び事業者に対しても 提供するように努めるように改める。

改正案	現行	
第27条 市は、 <u>市民等</u> に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。	し、その専門性、地域性等の特性を活用することが	

7 登録制 (第28条) 書類等の公表 (第29条)

参入の機会の提供を受けるための団体を登録制とすることについて、制度の役割が限定的となっており、他の登録制度と整理するため、条例の制度としては廃止する。

「市民参加と市民協働基本条例」学習会(11/22) 周東三和子

「ちょっと待って図書館移転連絡会」の主催で学習会が行われ、30人が参加。この条例が何のために作られたのか、「協働」とは何か、条例を作った時に企業や市民を入れていないわけなどを策定審議会の委員長だった山岡義典さんに伺いました。私なりにまとめました。

基本条例には長い前文があります。これには、市民が中心になって市民参加で作り上げた条例というのは初めてで、策定に携わった市民、市長、行政担当者の思いが込められているということでした。

<前文>

狛江のまちに「新しい風」を! そのような思いをこ

めて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシッる 市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動 に積極的に参加するとともに、市民公益活動を可また な団体と行政組織が対等な立場です。 おの発展のために取り組むことが求められます。 そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことで 試みがある においます。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で

定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

日頃から参加の習慣が身についてないと、ちゃんとした議論は生まれない。参加だけでなく、これからは市民と市民団体と行政がちゃんと協働してもらおうということで「市民参加と市民協働」という他自治体にない条例が作られたそうです。議論した中身をちゃんと後世に伝えたいと「基本的な考え方」という逐条解説も委員会の手で作られました。市のホームページから読めます。

市民参加は個人が行政プロセスに関わること、市 民協働というのは市民公益活動を行う団体と市= 行政という組織対組織の関係ということです。

今回の改定は「協働」の範囲の拡大ということで、 市民と事業者を加えるとしています。提案を広く求めるのはいいが、一方で協働できる団体の条件を定めた条項をなくしてしまう改定案です。市の公共事業を一緒に行うためには、企業は公共事業の請負の主体なので、オリンピックのような贈収賄の懸念をもたらすようなことが起こらないように、提案から事業の段階に進む時は条例か細則で厳しくきちっとやらないといけないということを強調されていました。

参加者の感想では、条例のできた過程から聞けてよかった。今一度基本条例の原点について学び、今回の改正で何が変えられてしまうか注視したい、手を挙げる団体が減っているなら、本来の条例に立ち戻って育てていき、応募が増えるよう運用の見直しが必要などの声が寄せられています。

<パブリックコメント提出しました>

市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の改定に反対します。

和泉本町 西尾真人

本案件は速やかに撤回していただくことを求めます。

理由は以下の通りです。

- 1. 改定する必要性が全く説明されていません。
- 2.条例の趣旨は、市民協働は市と市民公益活動を自主的に行う団体間での協働であり、市民公益活動を行うことが目的です。それを変更する理由は全く説明されていません。
- 3. いま、すべきことは中央図書館の分割・移転という本条例の対象にも関わらず、全く市民参加の手続きを踏まないまま「決定だ!」と市民に押し付けていることを撤回し、本条例に則った手続きを実施することです。市民の批判の声を謙虚に聴くことです。

1について

○「骨子」ではなぜ改定が必要なのかが説明されていません。説明会でも現状で困っていることはない、事業者とも必要な時は別(条例や委託)に実施しているとのことです。只々、「協働の幅を広げる」(市民個人を入れ、営利目的の事業者(法人・個人)を入れ、市との協働だけでなく相互の連携も含める)というだけです。そのためなの

でしょう、28条の登録制、29条の書類等の廃止までして、企業の参入をやり易くしています。しかし、なぜ本条例を改定し、企業の参入を促す「協働の幅を広げ」なくてはならないかの説明には全くなっていません。結論だけ押し付けているにすぎません。

○唯一、審議会答申(10月3日付)によれば、 24条に基づく補助金事業に「一定数の申請があ るものの、制度創設時に想定していた「先駆的な 活動」「特色ある活動」等を行う活動に該当する ものが少なくなっている状況」にあることや、27 条に基づく提案制度について「市民提案型は提案 件数が少なく、行政提案型は市から事業を提案し ても応募が少ない状況」と述べています。しかし、 この解決策として前者は「地域の課題解決等を行 う団体の成長及び発展を図ることができる有益 な支援制度となるよう検討」、後者は「実際に地 域で行われている市民活動は、行政活動を目的と して始めるものではなく、地域課題の解決のため に始めるものである。結果として行政活動と繋が るものもあるが、そうでなくてもそういった市民 の活動を市が応援していくことは、市民が活躍す るまちづくりにつながるものであるため、より利 用しやすい制度となるよう検討」することを促しています。

これらは安易に「事業者等」の参入により幅を 広げれば良いというものではありません。市民公 益活動を行っている団体を養成、援助していくこ と、これらの団体が活動しやすい環境を整えるこ とを「検討すること」こそが大事なのではないで しょうか。

市民公益活動の一方の主体はまさに市民公益活動をする自主的団体です。

なお、審議会答申の「定義の整理」として、「市 民協働の相手方は、市と「団体」としているが、 現在でも個人、企業等他の主体とも協働しており」 と記述しています。本条例に基づいての協働なら、 本条例違反を審議会が堂々と追認していること になりますが、どうなっているのでしょうか。明 確な返事をいただきたいと思います。事実なら、 直ちに止めさせてください。同時に、事実ならこ の審議会の委員は入れ替えていただきたいと願 わざるを得ません。

2について

改定案(骨子)は極めて安易に市民個人や営利 目的の事業者を参入させようとしています。本条 例の基本的趣旨とは相いれないこれらの参入に ついて、全く一言の説明もなければ、検討もありません。営利目的の企業が社会貢献の一つだと言って「公益事業」を行っても、真っ先に思い浮かぶのは「宣伝活動」、次には企業利益につながる「営業活動」、そして「営利目的の事業化」です。ど素人の私でさえ、そうしたことを想定できるのですから、なぜ、今企業参入が必要なのか、明確な論理的説明がなければなりません。市の「(案) 骨子」と説明会の説明でも全く抜け落ちていることに驚愕しました。裏の意図があるのではないかと邪推するほどです。

なお。「市民」個人についても同様です。専門家(説明会での説明)ならば公益事業の一方の主体にするのですか?この条例は市民公益活動を自主的に行う団体の養成・援助を大事な目的としているのではないのですか。一市民は協力してもらえれば良いし、専門家であろうと事業として起こしたいと思うなら、団体を結成する努力をしてこそ、「主体」になれると思わざるを得ません。

安易な改定はしないでください。

市議会第4回定例会 11月24日(木)~12月19日(月) 傍聴を

豊かな会が推薦する4人の日本共産党市議団や平井 里美議員が一般質問で市民の参加と協働に関する基 本条例「改正」、介護保険改悪、学校給食無償化、市 民生活支援、市長の政治姿勢、新型コロナ対策、市民 センター改修問題、まちづくりなどを質します。

本会議・一般質問はインターネットでライブ中継されますので、自宅からの傍聴も可能です。

議会事務局の電話 03-3430-1128

日時	開会	開催場所 内容	
11月24日(木)			本会議(初日)
12月1日(木)		議場	一般質問 5番目に平井里美さん
12月2日(金)			一般質問
12月5日(月)			一般質問 1番目から日本共産党・宮坂良子さん、西村あ
	/ - -		つ子さん、鈴木えつおさん、岡村しんさん。
12月6日(火)	午前 9時		一般質問
12月8日(木)	Ω HΔ		総務文教常任委員会
12月9日(金)		第一 季早入 宁	社会常任委員会
12月12日(月)		第二委員会室	建設環境常任委員会
12月16日(金)			議会運営委員会
12月19日(月)		議場	本会議(最終日)

12月の市民運動などの予定

※今月、市民運動団体などが予定している各種会議やイベントなど、日程を掲載するコーナーです。編集部が把握する情報には漏れがあると思いますので、ぜひ<u>あなたの情報をお寄せください。</u>

※本紙に折り込んでほしいビラなどがありましたら、320 部用意してください。会報製本・仕分け作業日前日が締め切りとなります。折り込み希望の方は、可能な限り、会報の製本・仕分け作業をお手伝いください。

日 時	会場など	内 容	問い合わせ先など
3 日(土) 14 時~15 時	狛江駅前北口 広場	Silent Standing	平和憲法を広める狛江連絡会
8日(木) 14時~ 15時30分	東京土建狛江 支部会館	戦争なんてイヤだ!全体相談 会	各加盟団体の皆さんは、ご出席ください。
9 日(金) 15 時~16 時	狛江駅前	9の日行動 =駅前署名・宣伝行動	戦争なんてイヤだ!狛江市民実行 委員会
11 日(日) 15 時~16 時	狛江駅前	フラワーデモ 性暴力に抗議するスタンディ ング	新婦人狛江支部の会員の呼びかけ で行っています。お花を持って参加 を!
16日(金) 10 時~12時	中央公民館 料理実習室	《平和憲法を広める狛江連絡 会》《こまえ九条の会》合同 世話人会	新しい方の参加大歓迎です。
19 日(月) 14 時~16 時頃	みんなの広場	拡大世話人会	世話人以外の方の参加歓迎です。
20 日(火) 9 時 30 分 ~11 時頃	みんなの広場	豊かな会会報『豊かな狛江』 12 月号の製本・仕分け作業	ぜひ!手伝いにきてください。
21 日(水) 14 時~ 15 時 30 分	東京土建狛江 支部会館	こまえ社保協 事務局・役員会	各加盟団体の皆さんは、ご出席ください。
21 日(水) 17 時 30 分~ 18 時 30 分	狛江駅前	《消費税をなくす狛江の会》 の署名行動	民主商工会や東京土建狛江支部な どが中心に第4水曜日の行動です。

※コロナ感染状況によっては中止になる場合もあります。

「豊かな狛江を作る市民の会」総会 2023年1月28日(土)14時 東京土建狛江支部会館



憲法公布 76 年

11・3 憲法大行動

狛江からは10人が参加しました。

11月3日14:00から、国会議事堂を大きく包囲するように①国会正門前、②衆議院第2議員会館前、 ③国会図書館前、④首相官邸前を舞台に、4200人のみなさんが結集して、「武力で平和はつくれない」「憲法9条をいかし、外交の力で平和を」と訴えました。

平和を実現するキリスト者ネットの吉田瑠都さんが司会

主催者挨拶 平和フォーラムの藤本泰成さん 国会議員挨拶

社民党 福島みずほ参院議員 立憲民主党 水岡俊一参院議員 共産党 田村智子参院議員 沖縄の風 伊波洋一参院議員(メッセージ参加) れいわ新選組 櫛淵万里衆院議員

メインスピーチ

杉浦ひとみさん(安保法制違憲訴訟共同代表・ 弁護士) 永山茂樹さん(東海大学教授・憲法学) 古今亭菊千代さん(落語家・芸人9条の会) 青年リレートーク

PEACE BOAT の畠山澄子さん 総がかりユースアクション 池田けいごさん

行動提起

総がかり行動実行委員会の高田 健さん 「11月~12月が、大切な時期になる。11月30 日に日比谷野音で安保3文書に反対する大きな 行動を行なおう!」と呼びかけました。





こまえ社保協第 10 回総会

地域から社会保障拡充を目指そうと市内8団体が集まり、社会保障推進協議会を設立してから9年が経ち、11月5日(土)に第十回こまえ社会保障推進協議会総会を開催しました。当日は、記念講演として、高村源さん(武蔵野法律事務所弁護士)に『霊感・原野商法などに対する対応』と題し、規制や相談窓口、具体的な対応方法などを講演してもらいました。

会長挨拶の後、来賓挨拶として東京社保協の窪田 事務局長から、介護保険の改悪やマイナンバーの保 険証紐づけ反対などについて力強く訴えをして頂 きました。メッセージ紹介後、この間の経過報告、 決算報告を行い、来年度に向けての活動方針の提案 をしました。

この間の活動はコロナ禍で抑制されながらも新 図書館問題、狛江市への社会保障関連予算要求、憲 法改悪反対などの行動を行ってきました。次年度も 継続して運動して行こうと決意をし、役員案も含め、 全て承認され、総会は閉会となりました。

こまえ社保協事務局長・牧岡善隆



フォトジャーナリストが語る

福島 風下の村の人びと

~浪江町津島の取材体験をもとに~

日 時:2023年2月5日(日)

午後2:00~4:00

場 所: 狛江市中央公民館 地下ホール

講 師:森住 卓 さん (フォトジャーナリスト)

資料代:500円 募金歓迎! 森住さんの著書を販売します。

コロナ対策のため、先着75名(マスク着用)

■森住卓写真展 福島~風下の村の人びと

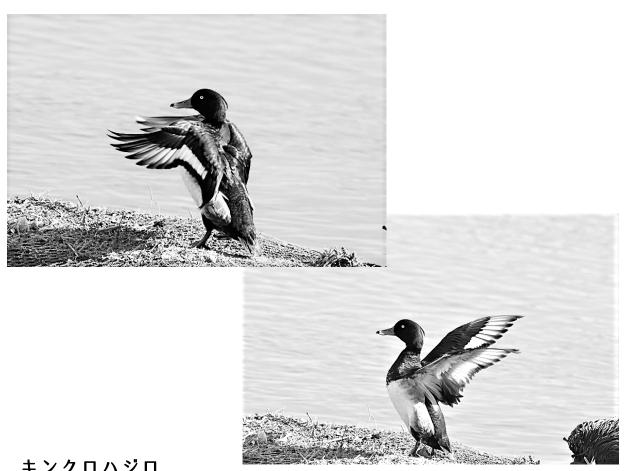
1月16日~31日

中央公民館2階ショーケース

森住さんは福島第一原発事故直後から被災 地、津島・赤宇木に入り、むなしさを感じな がらも無人となった美しい村を撮影していま した。その後、住民が国と東電を相手に訴訟、 それを傍聴して、ふるさとを奪い取られた 人々の辛さと悲しみ、怒りの叫びに自分にで きることで応えようと思ったそうです。「浪江 町津島 風下の村の人びと」(2021/10) を 出版しました。

主催: 原発と気候危機を考える狛江の会 連絡先 西尾真人 03-3480-7477 (http://hakarukai.clean.to/)

狛江の自然



キンクロハジロ

冬鳥のキンクロハジロです。名前の由来は「目は金色、羽は黒、腹は白」で、とて も素敵です。狛江の多摩川・野川にもよく飛来します。今年はちょっと遅れている 高橋 廉(岩戸在住) ようですがもうすぐ来るでしょう。